

中野区立教育センター分室の設置について

1. 名称及び位置

中野区立教育センター分室
東京都中野区野方一丁目35番3号

2. 設置年月日

令和3年11月29日

3. 設置する理由

中野区区有施設整備計画(案)において、教育センターは、令和3年11月29日に開設する子ども・若者支援センター等複合施設へ移転することとしている。移転後の跡地には保健所を主体とした合同庁舎を整備する予定であるが、それまでの間は区事務室として活用することとしていることから、「教育センター分室」を設置し、有効活用を図る。

4. 教育センター分室で実施する業務

(1) 教育支援室分室

通所する児童・生徒の利便性を図るため、教育支援室分室を設置し、次の業務を行う。

- ・不登校など長期欠席状態にある児童・生徒に対する支援
- ・日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対する支援

(2) 研修室

既存の研修室は教職員の自主研修や研究会、校長会等に活用する。また、目的外利用も継続する。

(3) その他

社会教育その他公共のために利用する。

5. 改正する条例及び改正箇所

(1) 中野区立教育センター条例

第1条に、分室を設置する旨を加える。

(2) 中野区行政財産使用料条例

別表12の表中「中野区立教育センター」を「中野区立教育センター分室」に改める。なお、教育委員会議決後に総務部長宛に条例改正の手続きを依頼する。

6. 条例改正に係る新旧対照表について

別紙のとおり

7. 今後のスケジュール

9月	議会報告（教育センター跡施設の活用）
10月	区議会第3回定例会議案提出（条例改正）
11月29日	教育センター分室 開室

中野区立教育センター条例新旧対照表

改正案	令和2年中野区条例第42号による改正後				
<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を東京都中野区中央一丁目41番2号に設置する。</p> <p><u>2 教育センターに次のとおり分室を設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 696 790 837"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 696 448 748">名称</th> <th data-bbox="453 696 790 748">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 754 448 837">中野区立教育センター分室</td> <td data-bbox="453 754 790 837">東京都中野区野方一丁目35番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年11月29日から施行する。</u></p>	名称	位置	中野区立教育センター分室	東京都中野区野方一丁目35番3号	<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、中野区立教育センター(以下「教育センター」という。)を東京都中野区中央一丁目41番2号に設置する。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
名称	位置				
中野区立教育センター分室	東京都中野区野方一丁目35番3号				

中野区行政財産使用料条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第8条 (略)			第1条～第8条 (略)		
附 則 (略)			附 則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
1～11 (略)			1～11 (略)		
12 中野区立教育センター分室			12 中野区立教育センター		
	施設	単位時間		施設	単位時間
		午前9時～正午			午前9時～正午
		午後1時～午後5時			午後1時～午後5時
	研修室A	2,000円		研修室A	2,000円
	研修室B	1,600円		研修室B	1,600円
	研修室C	700円		研修室C	700円
13～15 (略)			13～15 (略)		
附 則			附 則		
この条例は、令和3年11月29日から施行する。			この条例は、令和3年11月29日から施行する。		